

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	令和5年4月6日
【会社名】	株式会社B A S E 沖縄野球球団
【英訳名】	Base Okinawa Baseball Team Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 渡邊 暁
【本店の所在の場所】	沖縄県宜野湾市大謝名 8 5 - 5 M I N E B l d g 3 - B
【電話番号】	03-5545-5750
【事務連絡者氏名】	弁護士藤井和典、弁護士三上侑祐
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目 2 番 2 1 号永田町法曹ビル 3 0 1 号山王シティ 法律事務所
【電話番号】	03-5545-5750
【事務連絡者氏名】	弁護士藤井和典、弁護士三上侑祐
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は、令和5年3月31日、破産手続開始の申立てを行ったので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第10号の規定に基づき、本書を提出する。

2【報告内容】

(1)当該破産手続開始の申立て等を行った者の名称、住所及び代表者の氏名名称 株式会社B A S E 沖縄野球球団住所 沖縄県宜野湾市大謝名85-5MINEBldg3-B 代表者の氏名 渡邊暁(2)当該破産手続開始の申立て等を行った年月日令和5年3月31日(3)当該破産手続開始の申立て等に至った経緯当社は、令和元年7月18日、NPB（日本野球機構）参入を目指す沖縄発のプロ野球球団として設立されたが、設立直後からコロナ禍の影響により、予定していた興行試合のほとんどを実施することができず、収入は、スポンサー収入とわずかなグッズ等の販売収入のみとなった。この結果、初年度から3期連続で大幅な損失を計上し、資金繰りが逼迫することになり、令和4年11月、事業停止に至った。当社は、債権者に対する債務削減要請等、事業の再開、あるいは債務整理の途を模索したが奏功せず、破産手続開始の申立てをするに至った。(4)当該破産手続開始の申立て等の内容申立日 令和5年3月31日申立裁判所 那覇地方裁判所沖縄支部(事件番号:令和5年(フ)58号) 申立代理人 東京都港区赤坂2-2-21永田町法曹ビル301 山王シティ法律事務所 弁護士 藤井 和典、弁護士 三上 侑祐